

4月号

2021年

企業を守る

ペガサス情報



1. 産業雇用安定助成金について

2. 所得拡大促進税制について

3. 保険料率の変更

コラム:生ジョッキ缶

4. 押印廃止措置について

◆ 4月の行事

- ・健康保険料率・介護保険料率改定
(静岡県 健保 9.72% 引き下げ↓
介護 1.80% 引き上げ↑)
- ・雇用保険料率は変更なし



◇ 1. 産業雇用安定助成金について ◇ Pegasus

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、仕事量が減少した企業について、休業や教育訓練、出向といった雇用の調整を行った場合に、雇用調整助成金の特例的な取扱いの対象となり、多くの企業で利用がされました。こちらの特例については、緊急事態宣言が解除された翌月末日までは延長される予定となっていますが、その後は、特例的な措置を縮小していく予定です。一方で、雇用維持に関しての新たな助成金が創設されましたので、今回はそちらをご紹介します。

今回ご紹介する助成金は「産業雇用安定助成金」というものです。助成金の概要としては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**出向により労働者の雇用を維持する**場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成されるものです。ただし、申請等については、出向元の事業主が行うこととなっています。



助成金の対象となる出向としては、新型コロナウイルス感染症の影響によ

り雇用調整を目的とするものとされており、雇用維持が趣旨となるため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提となっています。つまり、**在籍型出向**に限ります。

助成金の対象となる事業主としては①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）および②当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）です。

具体的な助成率・助成額については「出向運営経費」として、出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部が、下表の通り助成されます。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額	12,000円/日（一人当たり）	

また、「出向初期経費」として、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの出向に要する初期経費の一部について、下表の通り助成されます。

	出向元	出向先
助成額	各 10 万円 / 1 人当たり（定額）	
加算額	各 5 万円 / 1 人当たり（定額）	

その他要件として、出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められることや、出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、**玉突き雇用、出向**を行っていないことなどがあります。



今回ご紹介した助成金については、出向によって雇用維持をする会社に支給されるだけでなく、出向を受け入れる会社にも支給されます。コロナ禍においても、幸いなことに自社は雇用調整を行う必要がなかったという会社であっても、活用の可能性があるのではないのでしょうか。（粟津）

◇ 2. 所得拡大促進税制について ◇

Pegasus

今年も税制改正案が提出されました。その見出しには各税目における特例やその延長措置などがずらっと並んでいます。その中で、今回取り上げるのは「所得拡大促進税制」についてです。

所得拡大促進税制は今回の改正で、要件が一部変更になりました。下の図で見てください。

《現行制度》	《改正案》
【通常要件①】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上 かつ	【通常要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上
【通常要件②】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上	
【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除	【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除
【上乗せ要件】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること	【上乗せ要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加 Ⅱ. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること
【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 <small>※控除上限は、法人税額の20%</small>	【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 <small>※控除上限は、法人税額の20%</small>

（引用：経済産業省「経済産業関係 税制改正について」令和2年12月）

変更点の内容は次の通りです。

- ① 継続雇用者だけが対象となっていたが、今改正では単純に企業全体の支給総額で前年比1.5%以上増加となりました。

つまり、新規採用者の給与も加算してよいということになります。

- ② 合わせての要件で、継続雇用者給与等支給額が前年比で1.5%以上かつ企業全体の給与も前年以上になっていなければなりませんでした。①に挙げた要件だけ満たしていれば良いとなりました。

その結果、受けることができるメリットとして、支給総額の増加額の15%を税額控除できるようになります。こちらの内容は変更がありませんが、給与比較対象者が増えたこともあり、今年は採用の結果、税制適用対象となる可能性が出てきました。ただし、役員報酬は対象外なのでご注意ください。

次に、意外と知られていない「上乗せ要件」です。こちらにも変更があります。

上乗せ要件を満たすと、税額控除は15%⇒25%（控除上限は法人税額の20%）となります。求められる要件は次の通りです。

- ① 企業全体の支給総額で前年比2.5%以上増加していること。

さらに次のいずれかを満たしている必要があります。



- 1) 教育訓練にかかる費用が10%以上増加していること
- 2) **経営力向上計画**の認定を受けており、経営力向上が確実に認められること

おすすめは、2)の経営力向上計画の認定と達成です。

1)の教育訓練費については、財務省令で定める教育訓練費の範囲という但し書きがつきますが、前年教育訓練費が0円だった場合、10%を計算する元となる金額がないので対象外となります。2)の経営力向上計画は、3年から最長5年間で事業内容に応じた計画を作り、目標の達成を目指すものです。この経営力向上計画は、

- ① 補助金などの審査時に加点要素となっている
- ② 中小企業経営強化税制など他の優遇税制でも認定が必要なものがある

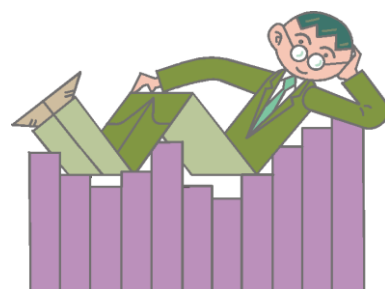
といったような、メリットもあります。

一度作って、必要に応じて変更していくことも可能です。(変更届は必要)

この「経営力向上計画」作成のお手伝いも当グループでお手伝いできます。またこの計画が使える補助金のご提案も可能ですので、是非、ご相談ください。

◆所得拡大促進税制のまとめ

1. **企業全体の給与支給総額が前年比1.5%以上増加している⇒15%税額控除**
2. 1.の要件を満たしつつさらに、
 - ① **給与支給総額で前年比2.5%以上増加**
 - ② **「教育訓練費の対前年比10%増」もしくは「経営力向上計画の認定と経営力向上が確実になされていること」**



なお、昨年まで、所得拡大促進税制と厚労省の雇い入れ関係の助成

金は併用可能となっていました。今年度も同様の扱いとなった場合、所得拡大促進税制(新規雇用も増加分としてみなせる)とキャリアアップ助成金が併用可能となり、メリットはさらに大きくなります。

今回ご紹介した所得拡大促進税制をはじめとして、優遇税制は、適用すると法人税の税額控除であったり、投資した設備の特別償却が受けられたりします。要件に該当するのであれば絶対に取り組んでおきたいものだと思います。優遇税制の中には人事労務面の要件を満たすと税務上のメリットを受けられるものがあり、人事労務面の内容を把握している社会保険労務士と、税務申告を担う税理士、さらに認定支援機関が一つの窓口で対応している当グループであれば、こういった優遇税制や助成金・補助金など会社にメリットのあるお話をご提案し、取り組みのお手伝いまで一貫し、ワンストップで行うことができます。

すでに顧問の税理士さん、社労士さんでは節税や助成金などの提案をもらえないとご不満があるようでしたら、お伺いしている私共の担当者やお電話などにて一度ご相談ください。

(グループ代表 054-637-3131)

(小木)

令和3年3月分の保険料率に変更となります！！

静岡県 9.73 → 9.72 (↓引下げ)

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率が加わります。

介護保険料率は1.79%⇒1.80%に引上げ。

3年連続の引き上げです。

なお、今回の変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。

*任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更となります。



(記事作成：伊藤)

コ ラ ム

ここからは、粟津がコラムのコーナーをお送りします。今回は、4月に発売される**新商品**についてお伝えします。

アサヒ「スーパードライ」と言えば、ビールを飲まない方でも名前を知っているくらいに有名なビールだと思えますが、4月20日に「生ジョッキ缶」というものが発売されます。こちらは缶ビールですが、グラスなどに注がずに、直接、ジョッキの様に飲むことができる商品です。どういうことかと思われるかもしれませんが、缶詰の様なふたがつ



いており、フルオープンとなるため、見た目はまるでジョッキの様に飲むことができます。缶詰と言うと、切り口で口を切ってしまうのではないかと思います。切り口が滑らかになるような処理が施されているとのこと。安心して飲むことができます。また、開栓することによって、ジョッキに注いだ時の様な、きめ細かい泡が自然発生するというので、この辺りもジョッキに近づける為の演出が施されています。4月6日にコンビニでの先行販売が開始されるとのことなので、いち早く試したい方は、是非コンビニに立ち寄ってみて下さい。

※協会けんぽにおける押印廃止の取り扱いについて※

2月号のペガサス情報誌にて、『傷病手当金や療養費支給申請書等については特に慎重に届出等の真正性を確認する必要があることから、事業主様の押印又は署名が必要です』とご案内を致しました。



その後、厚生労働省保険局保険課より「保険者が定める届出様式における押印の廃止について（要請）」（保保発 1225 第9号）が発出された事を受け、押印不要となる書類の見直しが行われ、各種申請書の押印が原則不要になりました。

現在、協会けんぽHP上に掲載されている各種申請書については順次、改訂される予定のようです。

※ただし、以下の箇所には引き続き**押印が必要**となります。

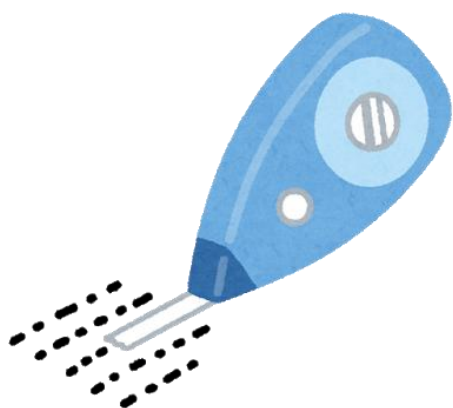
- ①任意継続被保険者の保険料に係る保険料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の、「金融機関お届け印」及び「金融機関使用欄（ゆうちょ銀行を除く）」
- ②高額療養費支給申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書及び出産育児一時金の市区町村長が証明する欄

Q1. 押印廃止となったが、申請書に押印されていた場合の取り扱いはどうなりますか？

A1. 押印されていても問題ありません。正当に受付されます。（「押印を省略することができる」という取扱いです。）

Q2. 申請書への押印は廃止になるが、訂正印はどうなるのですか？

A2. 訂正印及び訂正箇所付近へのフルネームでのサインも含めて不要になります。これにより、**二重線や修正テープによる訂正で可**となります。また、添付書類の訂正も同様です。



今回の改正で、本人記載欄の押印だけでなく傷病手当金の医師証明欄の押印も廃止となり、社労士の押印も不要になりました。

私はまだ押印のない書類にはどうしても違和感を感じてしまいます。時代とともにこうした押印の文化がなくなっていくのは大変便利ではありますが少し寂しさも感じています。

（伊藤）

ペガサスコンサルティンググループ
伊藤社会保険労務士事務所
(有)静岡経営労務管理センター
社会保険労務士法人ペガサス
税理士法人ペガサス

〒426-0061 静岡県藤枝市田沼3丁目23-35
TEL : 054-637-3131 FAX:054-636-3399
HP : <http://www.roumu-110.co.jp/>

